

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|             |   |      |       |
|-------------|---|------|-------|
| No          | 35  | 府省庁名 | 国土交通省 |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）   |      |       |
| 要望項目名       | 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長  |      |       |
| 要望内容（概要）    | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>洪水浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）</p> <p>・ 特例措置の内容<br/>対象となる設備に係る固定資産税について、最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。<br/>【拡充要望の内容】適用区域に雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を加える。<br/>【延長要望の内容】適用期限を3年間延長する。</p>  |      |       |
| 関係条文        | <p>地方税法附則第15条第39項<br/>地方税法施行規則附則第6条第65項</p>   |      |       |
| 減収見込額       | <p>[初年度] 0 ( ▲7 ) [平年度] ▲16 ( ▲42 )<br/>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>   |      |       |
| 要望理由        | <p>(1) 政策目的<br/>全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進む中で、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。また、地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、一旦浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。したがって、地下街等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>近年、気候変動等の影響による台風の強大化や集中豪雨の多発による浸水被害が発生していることから、平成27年の水防法改正によって、浸水想定区域の設定基準について、洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画降雨）から現実的に想定される最大規模の降雨に引き上げられるとともに、雨水出水や高潮についても同様の基準で浸水想定区域の設定をすることとされた。<br/>河川等の氾濫時における浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、浸水防止計画の作成が義務付けられている。防水板、防水扉等の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担感が大きいものであるが、その設置による浸水防止効果が高く、上記の政策目的を達成する上で必要不可欠なものであるため、速やかに導入を促す必要がある。<br/>以上のように、洪水浸水想定区域については、引き続き最大規模の降雨に対応した浸水防止用設備の導入を促すために本特例措置を延長する必要がある。また、雨水出水・高潮の各浸水想定区域内においても、各水災の特性に対応した浸水防止用設備の導入をそれぞれ促すため、本特例措置を拡充する必要がある。</p> |      |       |
| 本要望に対応する縮減案 | -   |      |       |

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | <p>○国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）<br/>第3章2 施策ごとの国土強靱化の推進方針（10）国土保全<br/>…洪水・高潮（中略）等の自然災害に対して、（中略）土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）<br/>第2章第2節2. 重点目標2<br/>政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの軽減<br/>重点施策：地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日）<br/>政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減<br/>施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> |
|     | 政策の達成目標                | <p>○国土交通省事後評価基本計画（平成28年1月8日閣議決定、平成28年4月19日最終変更）<br/>政策目標4 水害等災害による被害の軽減<br/>施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する<br/>業績指標55 「最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数」<br/>（平成26年度 0 →平成32年度 約900）</p>  |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 3年間（平成29年度～平成31年度）  |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 市町村防災計画に位置づけられた地下街等において最大クラスの洪水等に対応した浸水防止計画が作成されること<br>（平成32年度 約900）  |
|     | 政策目標の達成状況              | 最大クラスの洪水等に対応した浸水防止計画を作成している地下街等の数：0（平成28年3月末現在）   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | 平成29～31年度における適用数<br>地下街等：653箇所  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進する。  |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | —   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —   |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 水防法で浸水防止計画の作成等、浸水防止のための措置を求めるにあたって、当該措置の実効性を高める観点から、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図る必要がある。また、申請等により補助対象者を個別に把握して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、税制特例措置によることが適切である。   |

|   |   |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p>                          | <p>平成26年度 0件<br/>平成27年度 0件</p>  |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>①適用総額の種類： 課税標準（固定資産の価格）<br/>②適用実績（千円）： 0</p>   |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>            | <p>防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進する。</p>   |
| <p>前回要望時の達成目標</p>                             | <p>市町村防災計画に位置づけられた地下街等において浸水防止計画が作成されること</p>  |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>            | <p>○浸水防止計画を作成している地下街等の推移<br/>（平成25年6月：水防法改正により浸水防止計画作成の制度創設）<br/>平成26年3月末：141<br/>平成27年3月末：467<br/>平成28年3月末：601<br/>公共性の高い地下街や地下鉄では浸水防止計画の作成が進んでいるところであるが、民間ビル等については浸水防止計画の作成に時間を要している。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p>                              | <p>平成26年度創設<br/>平成27年度拡充（水防法改正に伴い、対象となる区域を想定最大規模の洪水浸水想定区域に拡大）<br/>※平成27年度に対象区域の雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域への拡充も要望</p>  |
| <p>ページ</p>                                    | <p>35 — 3</p>   |